

裾野市 いじめ防止基本方針

平成30年10月
令和5年4月改訂
裾野市・裾野市教育委員会

目 次

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義	1
2 いじめの理解	1
3 基本的な考え方	3
(1) いじめの未然防止	3
(2) いじめの早期発見・早期対応	4
(3) 関係機関等との連携	4

第2 いじめの防止等のための対策

1 裾野市・裾野市教育委員会が実施すること	5
(1) 基本方針の策定	5
(2) 組織の設置	5
(3) いじめの防止等のための対策	6
2 学校が実施すべきこと	7
(1) 基本方針の策定	7
(2) 組織の設置	8
(3) いじめの防止等のための対策	8
3 重大事態への対処	10
裾野市教育委員会又は学校による対処	10
(1) 重大事態のケース	10
(2) 重大事態についての調査	10
(3) 情報の提供	11
(4) 報道への対応	11

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

「いじめをなくしたい」

子ども、保護者、教職員、地域住民等、全ての人の願いです。

いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切です。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立って行います。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生していることもあります。いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認します。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわ

る等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

《暴力を伴わない『いじめ』》

- ◇加害者が多数になることもある。
- ◇悪意を持って繰り返したり集中的に行われたりすることで、いじめを受けた子どもを精神的に追い込むことになります。



★現行の法律の中で裁くことができる。(裁かれることもある。)

★些細な行為が深刻な『いじめ』へと簡単に広がらない潤いに満ちた風土を作り、一人一人の心の居場所を作るような取り組みをする。

いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動といった集団の中で、「観衆」としてはやし立てたり面白がったり、また、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをしたりするのではなく、規律を守ったり問題を隠さず明らかにしたりするような雰囲気を作ることが大切です。

《暴力を伴う『いじめ』》

- ◇加害者があまり移っていかない。
- ◇この手のいじめをしている子は、すべてのいじめ(からかい・仲間外れ・軽く叩く・暴力)をしていることが多いので分かりやすい。



★現行の法律の中で裁くことができる。 = 「暴力を伴ういじめ」は犯罪
※警察や児相との連携も考える。

- ◇グループの中で起こることが多いので、「悪ふざけ」「からかい」程度に見えることがあり、やっている加害者側もそういった感覚でやることが多い。また、被害者の方は、仲間なのだからという感覚や、そう言われることで、「大丈夫です。」などと言ってしまうことがある。



★気づいたら「ふざけた」と言おうが「大丈夫」と言おうが、止めなければだめ。

3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。

いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、**いじめを未然に防止することが最も重要です。**

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体・裾野市全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていきます。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会・裾野市総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

(1) いじめの未然防止－健やかでたくましい心を育む－

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。この育ちにおいて、社会全体で、子ども一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

健やかでたくましい心を育むためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、子ども自身の自立をめざすことが大切です。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもが自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支えます。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要です。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。地域においては、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。

裾野市では、各学校の特色を生かし、子どもの見取りと理解を進め、子どもと教職員との信頼関係を大切にしていくことが求められます。また、授業や活動の中では、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが大切です。更に学級活動や道徳の時間を活用し、いじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する場や機会を大切にし、いじめに正面から向き合うことができる質の高い集団を育てていくことが

重要です。

家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切です。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校や家庭、地域等が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要があります。

○早期発見 —いじめはどの子どもにも起こりうる—

いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して、子どもを見守り続けていくことが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ています。深刻な事態にならないためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切です。

家庭では、日頃の対話や態度などから、いじめなどが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められます。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。そのため、定期的なアンケート調査を実施します。そして、何より大切なことは、職員間で情報交換のしやすい環境を作り、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報をもとに組織的に対応することです。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要です。

○早期対応 —いじめられている子どもの立場に立って組織的に—

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けたり、情報を得たりした場合は、速やかに学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげます。また、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められます。

いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応することが重要です。状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携することも必要です。

常に、個々で対応せず、組織（チーム）で対応することが重要です。

(3) 関係機関等との連携 —専門家とつながる—

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関と連携することが大切です。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている子どもに対して、指導しているにもか

かわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要となります。

【裾野市で考えられる連携を図ることのできる関係機関】

- ・市顧問弁護士 ・臨床心理士 ・スクールカウンセラー ・家庭相談員
- ・裾野警察署 ・東部児童相談所 ・裾野市青少年補導員 ・民生委員
- ・主任児童委員 ・保護司会 ・保健師 ・スクールソーシャルワーカー
- ・児童福祉担当 ・人権擁護委員 ・市PTA連合 ・学校運営協議会委員 等

第2 いじめの防止等のための対策

1 裾野市・裾野市教育委員会が実施すること

裾野市・裾野市教育委員会は、いじめ防止対策について必要な措置を講じます。また、学校におけるいじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の早期対応、組織的な取組等が図られるよう必要な助言や支援を行います。

(1) 基本方針の策定

裾野市・裾野市教育委員会は、「裾野市いじめ防止基本方針」を策定します。策定した基本方針については、適宜見直しを行い、必要な措置を講じます。また、各学校における基本方針について、策定及び実施状況を確認します。

(2) 組織の設置

ア いじめ問題対策連絡協議会

裾野市・裾野市教育委員会は、関係機関及び諸団体との連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

- ・連絡協議会での連携が、各学校におけるいじめの防止等にも活用されるよう、各校の校長及び生徒指導主任（主事）と連携する。

【構成員】

- ・裾野市教育委員会教育長 ・小学校長代表 ・中学校長代表
- ・裾野警察署生活安全課スクールサポーター
- ・スクールカウンセラー（臨床心理士） ・青少年補導センター運営協議会副会長
- ・人権擁護委員 ・市PTA連合会会長 ・市家庭児童相談室相談員
- ・子育て支援課長 ・学校教育課長 ・教育支援センター職員

イ 教育委員会の附属機関

裾野市・裾野市教育委員会は、以下に示すような機能を持つ附属機関を設置します。

◎裾野市教育委員会の諮問に応じ、調査研究等、有効な対策を検討する。

◎学校におけるいじめの通報や相談、重大事態の発生を受け、第三者的立場から対処する。

なお、附属機関には弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性の確保に努めます。

(3) いじめの防止等のための対策

裾野市教育委員会は、次の取組をします。

ア いじめの未然防止

(ア) 教職員の研修の充実、専門職の配置、外部人材への協力依頼

- ・市内生徒指導研修会やその他の研修会を活用し、教職員のいじめに対する理解を深める。
- ・心理、福祉、弁護士等、専門家及び有識者（外部人材）への協力を求める。
- ・スクールソーシャルワーカー等の巡回による児童生徒観察及び情報収集に努める。
- ・生徒指導に係る体制の充実のため、教諭やスクールカウンセラー等の配置の工夫に努める。
- ・インターネットを通じたいじめに対処するため、情報モラルに関する研修の実施など、学校に対する支援を推進する。

(イ) 調査研究の推進及び啓発活動等

- ・いじめ防止対策の状況、子どもへの適切な指導助言や保護者への啓発の在り方等について、生徒指導研修会等で調査研究・検証を推進し、成果の普及を図る。
- ・いじめが子どもの心身に及ぼす影響、いじめに係る相談制度や救済制度等について、必要な啓発活動を行う。

(ウ) 学校運営の改善への支援

教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校における業務の効率化を図るなど、学校運営の改善を支援します。

イ いじめの早期発見・早期対応

(ア) 早期発見・早期対応のための体制整備

いじめに関する相談や通報を受ける体制を整備するとともに、いじめを受けた子どもと、いじめを行った子どもが同じ学校に在籍していない場合には、学校間の連携協力体制を構築します。

また、インターネットを通じたいじめに対処するため、SNSなどの子どもの実態把握に努めます。

(イ) いじめの報告を受けた際の措置

設置する学校からいじめの事実について報告を受けたときは、必要に応じて学校に対する支援や指示又は自ら調査を行います。

(ウ) 出席停止制度の適切な運用

出席停止制度について、適切な運用を図ることができるよう、必要に応じて助言又は援助を行います。

ウ 関係機関等との連携

いじめ問題対策連絡協議会等を通じて、警察、児童相談所等の関係機関、学校、家庭、地域社会等との連携を強化します。

2 学校が実施すべきこと

学校は、校長のリーダーシップのもと、協力体制を確立し、裾野市教育委員会とも適切な連携の上、実情に応じた対策を推進します。

(1) 基本方針の策定

学校は、国及び県・市の「いじめ防止基本方針」を参考にして、学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

「学校いじめ防止基本方針」の策定に当たっては、例えば、スクールカウンセラーやPTA、地域の関係団体に意見を求めたり、児童生徒や保護者の意見を取り入れたりするなど、実効性のある方針になるよう努めます。

また、特に配慮が必要となる、以下の児童生徒等についての対応を明記することとします。

- ① 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ③ 性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒
- ④ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

策定後は、学校だよりやホームページ等で公表するとともに、いじめの防止等への取組を充実させるために、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜基本方針の見直しを検討します。

(2) 組織の設置

学校は、いじめの防止等の中核となる常設の組織を置きます。

【構成員（例）】

《教職員》 ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主任（主事）
・学年主任 ・養護教諭 ・担任（必要に応じて）

《外部専門家》 【校内で協力を求めることができる人材】

・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー
・学校運営協議会委員 ・PTA会長 等

【市が協力を求め必要に応じて参加できる人材】

・臨床心理士 ・弁護士 ・児童福祉担当
・医師 ・保健師 ・家庭相談員 ・警察 等

- ・情報の収集と共有、取組方針の企画立案等、定期的に打合せを行います。また、いじめ事案発生時は、緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担います。

（３）いじめの防止等のための対策

ア いじめの未然防止

（ア）道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図ります。

（イ）子どもの自主的活動の場の設定

学級活動や児童会活動・生徒会活動など、子どもが自主的にいじめについて考える機会を設けます。

（ウ）保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう、学校だよりや学年便り等で啓発することが必要です。また、各校の策定した「学校いじめ防止基本方針」について理解や協力を得るため、保護者や地域の参加する会合等で説明したり、学校のホームページ等で公表したりします。

（エ）教職員の研修の充実

教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校いじめ防止基本方針の共通理解をはじめ、いじめの防止の等のための対策に関する校内研修を実施します。

（オ）情報モラル教育の充実

子どもの発達段階や知識の習得、理解の度合いに応じて系統的なカリキュラムを作成し、その内容を学校全体で共通理解して指導します。

イ いじめの早期発見・早期対応

(ア) 子どもの実態把握

子どもに対する日常的な観察を基盤に、定期的なアンケート調査等を行います。

(イ) 相談体制の整備

教職員及びスクールカウンセラーの協力を得るなど、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備し、窓口になり得る人を複数用意（相談の内容や相談者の性格によって相談できる相手は違うので、相談しやすいように）します。

いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守ります。

(ウ) 学校のいじめに対する措置

a：いじめの相談を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われるときは、早期に事実確認を行うとともに、いじめが確認された場合には、裾野市教育委員会に報告します。

b：いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行います。

c：必要に応じて、いじめを行った子どもを、いじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにします。

d：いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとります。

e：いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応します。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求めます。

f：認知したいじめは安易に「解消」とせず、継続した見守りを行います。

【いじめ解消の条件】

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続してい

ること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(エ) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、いじめを行った子どもに対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることができます。

ウ 関係機関等との連携

- ・日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応します。
- ・学校が常設する組織に、児童福祉や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求める場合は、裾野市教育委員会に連絡をすることで、外部専門家とつないだり、助言を行ったりすることが可能です。

3 重大事態への対処

裾野市・裾野市教育委員会又は学校による対処

(1) 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言います。

ア いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金銭を奪い取られた場合 等

イ 欠席の原因が、いじめであると思われ、子どもが相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。

ウ 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態についての調査

- ① 重大事態が発生した場合には、学校は裾野市教育委員会に報告し、市教委の判断のもと、速やかに市教委又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の

事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。

事案の内容や程度によっては、裾野市教育委員会の附属機関（以後「A機関」とする）が調査を実施したり、協力体制を敷いたりすることが考えられます。その際、公平性・中立性の確保について配慮します。

※このとき、因果関係の特定を急ぐべきではありません。なお、子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行います。

② 裾野市教育委員会は、市長及び静岡県教育委員会に事態の概要を報告します。

③ 調査結果については、市長に報告します。（義務があります。）

④ 市長が再調査と判定した場合は、新たな付属機関（以後「B機関」とする）が再調査を行います。その際、公平性・中立性の確保について配慮しますが、学校及び教育委員会関係者は関わることができません。

・市長は、再調査を行った場合、その結果を議会に報告しなければなりません。

・市長、裾野市教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を講じます。

※A機関及びB機関については、裾野市の条例で定めることとする。

（3）情報の提供

裾野市教育委員会又は学校は、裾野市個人情報保護条例に則り、いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

（4）報道への対応

- ・情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にします。
- ・対応については、窓口をしぼり、他の職員は情報や個人の感想等を出さないよう留意します。